

岩手県告示第 622 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 5 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡横手線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字南畑第 10 地割字向山 73 番 2 地先から 第 11 地割字源兵エ池 34 番 2 地先まで	新	m 36.0~17.8	m 80.0
	旧	14.0~10.6	80.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 紫波雫石線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町西安庭第 54 地割字芦ヶ平 28 番 25 地先か ら字矢櫃山 1 の 1 矢櫃山国有林 9 林班か小班地先まで	新	m 46.0~4.9	m 552.0
	旧	10.5~4.7	681.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日まで